

# 三成美保教授インタビューに関する解説と補足 —女子大学へのトランス女性の受け入れをめぐる—

Commentary and Complements on an Interview with Prof. MITSUNARI, Miho :  
Regarding the Acceptance of Transgender Women into Women's Colleges and  
Universities in Japan

安東由則 \*

ANDO, Yoshinori

## 目次

はじめに：インタビューの経緯と手続き

### I. 日本学術会議における性的マイノリティに 関する議論と提言

1. 法学委員会での分科会の立ち上げと議論
2. トランスジェンダー女性の女子大学への入学を  
めぐる動き

### II. 奈良女子大学におけるトランスジェンダー女性 の受け入れ

1. 受け入れ決定に至る経緯
2. 入試におけるトランスジェンダー女性の手続き

おわりに：さまざまな課題

引用文献

\* 武庫川女子大学教育研究所・教授



## はじめに：インタビュー経緯と手続き

本『研究レポート』(53号)にて、三成美保教授(追手門学院大学教授・奈良女子大学名誉教授)へのインタビュー記事を掲載した。本稿では、その実施経緯と手続きを述べた後、幾つかの文献・資料を引用・参照しながらインタビュー内容の解説と補足を行なっていく。まず、三成教授が委員長を務めた日本学術会議法学委員会「社会と教育におけるLGBTIの権利保障」分科会(2014-2020)における、女子大学へのトランスジェンダー女性(以下、トランス女性)受け入れに関する議論をまとめるとともに、その社会的動向を概観する。次に、日本の女子大学においてトランス女性受け入れに関する議論が進行する中、奈良女子大学がトランス女性の受け入れに至る経緯と準備を確認する。最後にインタビューを通して見えてきた女子大学のトランス女性受け入れに関する課題を述べることにする。

インタビューである安東と西尾は、科学研究費基盤研究(B)[20H01639]を得て、日米の女子大学におけるトランスジェンダー学生受け入れに関する比較研究を行なっており、その一環として、日本の女子大学におけるトランス女性の受け入れの取組みで重要な役割を果たしてこられた三成美保教授への聞き取り調査を実施した。インタビューの実施手続きとしては、Eメールを通してインタビュー調査の目的を説明して了解を得た後、2022年6月中旬にインタビューの質問項目を送付し、2022年6月27日にリモートにてインタビューを実施し、許可を得て録音を行なった。録音したインタビュー内容を書き起こし、整理した上で、三成教授に原稿を送付して確認と加筆修正を2度行なっていたが、インタビュー記事が完成した。記事の掲載については、インタビュー時に許可を得ている。

以下、本稿ではインタビュー内容についての補足的解説を行うが、そこで述べる意見や解釈は安東の私見であることを断っておく。

## I. 日本学術会議における性的マイノリティに関する議論と提言

### 1. 法学委員会での分科会立ち上げと議論

インタビュー記事の冒頭で紹介しているように、三成教授の専門は法制史であり、とりわけドイツや日本におけるジェンダー法学やジェンダー史の研究で優れた業績を残されてきた<sup>1</sup>。ジェンダー法学会理事長、ジェンダー学会副理事長、比較家族史学会理事などを歴任され、この間、LGBTIら性的マイノリティの権利保障を主張し、ジェンダーやセクシュアリティを取り巻く現状に対する問題提起をされている。2014年から日本学術会議第一部会員となると、翌年にはこれまで日本学術会議でほとんど議論されてこなかったLGBTIの権利保障を進めるため、法学委員会に「社会と教育におけるLGBTIの権利保障分科会」を立ち上げ、様々な分野から委員(14名)を集め、婚姻・教育・労働の3領域にわたる総合的な審議を行った。この審議過程において公開シンポジウムを3回開催するなど、各分野から幅広く意見を吸い上げながら議論がなされ、2017年には詳細な資料を付した価値ある提言「性的マイノリティの権利保障をめざして」を公表した。その提言の中で、教育機関における課題として、『文科省通知』<sup>2</sup>にしたがって性自認に即した学校生活を保障されているMTF(Male

<sup>1</sup> 『ジェンダーの法史学—近代ドイツの家族とセクシュアリティ—』(単著、勁草書房、2005年)、『ドイツ近代ジェンダー史入門』(単著、青木書店、2009年)、『ジェンダー法学入門』編著、法律文化社、2011年)など多数。

<sup>2</sup> 文部科学省「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について(27文科初児生第3号)」(平成27年4月30日)

to Female の略・・・筆者)が、女子校・女子大に進学できないとしたら、それは『学ぶ権利』の侵害になると言えよう。他方、女子大が性的マイノリティにとっての『安全空間』であり、学びたいジェンダー／セクシュアリティ関連科目が充実していることを考慮して、あえて女子大を選ぶ MTF も存在する」(p.14)と述べ、問題提起を行なった。さらに、当時の国内外のトランス女性受け入れをめぐる女子大学の動向にも言及し、「・・・トランスジェンダーの受入れについて、日本の女子校・女子大は慎重な姿勢を示しているが、アメリカでは急速な変化が見られる」(p.14)との現状を述べ、アメリカの女子大学の取り組みは今後の日本の女子大学にとって参考になるとした。この委員会にはアメリカの女子大学事情に詳しい津田塾大学の高橋裕子学長も委員として参加しており、最新の情報がもたらされた(高橋 2017)。シンポジウムでなされた発表と議論はまとめられ、図書 2 冊と学術雑誌の特集 1 編として出版されている<sup>3</sup>。

最初の提言を出した翌年(2018)、三成教授を委員長とする次の分科会(委員 20 名)が間を置かず立ち上げられた。前の分科会が婚姻・教育・労働の 3 領域における性的マイノリティの権利保障という総合的なものであったのに対し、この分科会は性的マイノリティの中でもトランスジェンダーの権利保障が遅れているとして対象を絞り込み、彼/女たちの尊厳を守るための法整備について提言を行なうこととした。当事者で性社会・文化史研究者の三橋順子氏や精神科医の針間克己氏らを招いて報告を受け、シンポジウムを開催するなどして理解を深めながら、トランスジェンダーの権利保障に関する課題を整理し、厳しく問題点が指摘される「性同一性障害者特例法」の廃止と新法の制定を提言するなど、活発な審議が行なわれた。特に「性同一性障害者特例法」については、世界の動きはトランスジェンダーを「性同一性障害」とする“医療モデル”から、「性的違和(Gender Dysphoria)／性別不合(Gender Incongruence)」とする“人権モデル”に移行しているにもかかわらず、同法の性別変更の審判を求める 5 要件のハードルが非常に高く<sup>4</sup>、今日においては人権侵害に当たると指摘した。さらに、トランスジェンダーを含む性的マイノリティの権利保障一般についての根拠法制定の必要性を訴えた。

日本学術会議法学委員会における議論は、世界においてトランスジェンダーの捉え方が、“医療モデル”から“人権モデル”へと明確にシフトする中、日本でもその動きが見られるようにはなったものの、法律も社会の認識も大きく立ち後れているとの認識の下で始まった。2017 年および 2020 年に日本学術会議法学委員会上記分科会から出された二つの提言と議論をまとめた出版物は、女子大学がトランスジェンダー学生の受け入れ議論を行ない、決定する際の後押しにもなった<sup>5</sup>。これらの提言が社会に与えた影響は大きい。

## 2. トランスジェンダー女性の女子大学への入学をめぐる動き

2015 年には性同一性障害の児童生徒への対応に関する「文部科学省通知」が出され、日本学術会議における審議が始まるなど、トランスジェンダーの権利保障について公的に語られ始め、2017 年

<sup>3</sup> 「特集：セクシュアリティとジェンダー」『日本ジェンダー研究』19 号(2016 年)。三成美保編『教育と LGBTI をつなぐ』(青弓社、2017 年)。三成美保編『LGBTI の雇用と労働』(晃洋書房、2017 年)。

<sup>4</sup> 同法 3 条には、以下の 5 要件のいずれにも該当する者が変更の審判を受けることができる。1. 20 歳以上であること。2. 現に婚姻をしていないこと。3. 現に未成年の子がいないこと。4. 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。5. その身体について他の性別に係る身体の性器に科ある部分に近似する外観を備えていること(2022 年 4 月より同法の年齢要件は 18 歳に引き下げられた)。

<sup>5</sup> 当時のお茶の水女子大の室町学長(読売新聞 2018.8.31)、宮城学院女子大で受入れ準備に中心的な役割を担っていた戸塚副学長(末光・戸塚他 2021 p.6)も提言が、決定の後押しとなったと語っている。

には女子大学へのトランス女性の受け入れについての議論が広く関心を集めるようになった。ここに至るまでのトランス女性の受け入れを巡る日米の動向を簡単に振り返っておく（表1）。

アメリカでトランス女性の女子大学への入学をめぐる議論が起ったのは2013年であり、ごく最近の出来事に過ぎない。マサチューセッツ州の名門女子大学、スミス大学（Smith College）において、トランス女性の Calliope Wong が出願したところ受験を拒否されたことが公表されたことに端を発し、スミス大学への抗議と彼女への支援が広がっていった（高橋 2017）。これを受けて、アメリカの女子大学はトランス女性受け入れについての検討を行うようになり、2年後の2015年には少なからぬ女子大学が、条件は異なるものの、トランス女性の受け入れを表明した（安東 2019）。2016年にはこうした動きが、日本の新聞にも取り上げられている（日本経済新聞 2016.4.10）。

表1. 女子大学のトランスジェンダー受け入れの動向と日本学術会議での審議と提言（年表）

年月	内容
2013年3月 (U.S.A.)	Calliope Wong が Smith College に入学出願をするが、受理を拒否される この後、GLAAD (Gay & Lesbian Alliance Against Defamation) や Smith College Q&A (Queer and Ally) の他、支援団体が抗議運動を行ない、全国に広がっていく。
2014年(U.S.A.)	Mills (CA) や Mount Holyoke (MA) で TG 女性の受け入れ表明
2015年(U.S.A.)	BrynMawr (PA)、Wellesley (MA)、Smith (MA)、Barnard (NY) などの伝統のある女子大学でも TG 女性の受け入れを表明
2015年4月30日	文部科学省「性同一性障害の児童生徒に対する対応の実施等について」 (27 文科初児生第 3 号) 発出
2016年4月10日	日本経済新聞（朝刊）「女子大『心は女性』に門戸 米名門、時代に合わせ変革」掲載
2017年3月20日	朝日新聞（朝刊）「『心は女性』女子大入学可能に？日本女子大、検討へ」掲載
2017年6月19日	朝日新聞（朝刊）「『心は女性』女子大も門戸？ 5校が検討中 3校が検討予定」掲載 全国の女子大学 76校にアンケートを実施した結果（回答 64校）の記事
2017年9月29日 (2015.2審議開始)	日本学術会議法学会委員会「社会と教育における LGBTI の権利保障分科会」（委員長：三成美保） 「提言 性的マイノリティの権利保障をめざして—婚姻・教育・労働を中心に—」発表
2018年7月10日	お茶の水女子大学、2020年度よりトランス女性の受け入れを発表（学部・大学院） 日本学生支援機構『大学等における性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進に向けて』発行
2019年6月28日	奈良女子大学、2020年度よりトランスジェンダー女性の受け入れを発表 (大学院 21 年度～)
2020年9月21日	宮城学院女子大学、2021年度よりトランスジェンダー女性の受け入れを発表
2020年9月23日 (2018.3審議開始)	日本学術会議法学会委員会「社会と教育における LGBTI の権利保障分科会」（委員長：三成美保） 「提言 性的マイノリティの権利保障をめざして（Ⅱ）—トランスジェンダーの尊厳を保障するための法整備に向けて—」発表
2020年6月19日	日本女子大学、2024年度よりトランスジェンダー女性の受け入れを発表

出典：安東由則 2021. 他、引用文献の新聞等の資料から作成

この頃、トランス女性の入学について検討を始めたのが日本女子大学である。2015年末に附属中学受験に関して、トランス女児（当事者性のある女児）の受験が可能かどうかの問い合わせが保護者からあったことを機に、これを学園全体の課題として捉え、2016年秋より、まずは大学段階での受け

入れの検討を開始した（朝日新聞 2017.6.25）。お茶の水女子大学でも、2015 年末にトランスジェンダー当事者から受験に関する問い合わせがあり、その翌年から徐々に検討を始めるようになったとされる。ただ、それまでにも同様の問い合わせは 2, 3 年に 1 件程度あったようだが、その都度断っていたということであり（読売新聞 2019.4.8）、アメリカの女子大学が受け入れへと急激に変化したことも引き金となり、動き出したともいえよう（室町・ココカラー 2018.12.14）。国からの運営費交付金を拠り所とする国立大学、その中でも女子大学は、私立女子大学よりもはるかに、なぜ入学者が女子のみに限定されるのか、その“根拠”や“存続意義”が常に問われてきた。ある意味、“女性”それ自体の再定義を行い、その権利保障を主張することにより、国立女子大学の意義を捉え直し、広くアピールする機会と捉えたのではないか。国立女子大学に対するの圧力への先制とも言えよう。

お茶の水の女子大学が本格的な受け入れの検討を始めたのは 2017 年 3 月、日本女子大学が検討を開始しているとの新聞報道後のことであったようだ。教職員や学生、保護者、同窓会への説明は 2018 年 4 月以降、役員会での正式決定が 6 月、そして 7 月には学長が 2020 年度から学部・大学院ともに受け入れを正式発表するといった具合に（読売新聞 2018.8.31）、新聞報道よりわずか 1 年 4 ヶ月、私学では考えられないほど短期間で調整し、決定に至っている。トランス女性受け入れの検討開始を報じられた私立の日本女子大学ではなく、国立のお茶の水女子大学が最初に“受け入れ”を発表した衝撃は大きかった。2018 年 7 月 10 日、11 日には全国紙各紙が取り上げ、各種雑誌等でも大きく報道されたのである（例えば、高橋 2018.7.18『東洋経済 ONLINE』記事など多数）。トランス女性受け入れの検討をする女子大学は増えたものの、決定に至った女子大学は今日でもわずか 4 校（お茶の水・奈良女子・宮城学院女子・日本女子）に過ぎない。

## II. 奈良女子大学におけるトランスジェンダー女性の受け入れ

### 1. 受け入れ決定に至る経緯

お茶の水女子大学に続いてトランス女性受け入れ決定の発表を行なったのは、もう一つの国立女子大学である奈良女子大学であった。三成教授によれば、奈良女子大学においてトランスジェンダー女性の受け入れについての検討が始まったのは、2017 年に日本女子大学の受入れ検討報道がなされた後、新聞社が全国の女子大学にアンケート調査を行なった頃（6 月）からとのことであった。当時三成教授は奈良女子大学の副学長であり、先に見た日本学術会議法学委員会「社会と教育における LGBTI 権利保障」分科会の委員長として、第 1 次の提言に向け検討を重ねている最中でもあった。

女子大学間の情報交換もこの頃から行なわれるようになっていた。お茶の水や奈良女子を含む 28 の女子大学が加盟する「女子大学連盟」の総会では、「2017 年も 2018 年も 1 番の議題に上がったのは、『トランスジェンダー』（室町・ココカラー 2018）」であり、2017 年の総会后、日本女子大学が情報交換の事務局となり、同年 12 月には 18 校が参集して今後の取り組みなどが話し合われるなどの動きが見られた（高橋 2018.7.14）。さらに三成教授へのインタビューでは、国立 2 校に津田塾、日本女子、東京女子を加えた 5 校は 2002 年にアフガニスタン復興支援のためのコンソーシアムを形成したつながりもあり、何度か集まって情報交換を行なったこと、さらに奈良女子とお茶の水の間では、事務局や担当理事の間でやり取りがなされていたとも語られたが、まだ受け入れに本格的に取り組むという姿勢ではなかったようである。

国立 2 女子大学間での情報交換は事務レベルも含めてなされていたということであったが、2018 年



7月に行なわれたお茶の水の受け入れ発表は、奈良女子には突然のこととして受け取られたようだ。お茶の水の発表を受けて、奈良女子では本格的なトランス女性の受け入れ検討が開始され、急ピッチで準備が推し進められていった（表2）。当年度内に、教職員向けの研修（ハラスメント研修含）や外部講師を招いた説明会を何回か開催し、出席が必須とされたものもあった。学生向けの説明会も放課後を中心に繰り返し実施するとともに、トランス女性の受け入れ対応が注目される学生サークル向けのアンケートも実施された。教員の中には抵抗を示す者もあったが、そうした声は一部にとどまり、学生の反応は非常に好意的であったとのことである。こうした中で、性の多様化を考える学生の自主活動団体で“ならていぶ”が結成されるなどの動きも現れた（朝日新聞 2020.8.11）。

2018年度中には、トランス女性に対する条件や入学後の体制などの基本的条件はほぼ決定されていたということで、2019年度に入ってからはいより具体的な規定が受け入れ委員会を中心に検討され、決定した。このように条件整備が着実に進められ、6月までには教授会や評議会を経て学内手続きを終え、7月の発表に至る。

お茶の水の受け入れ発表から約1年後の表明となったが、受け入れ開始は、お茶の水と同じく2020年4月とした（大学院は2021年度より）。2019年夏頃には「学生募集要項」を作成し、推薦入試ならば秋以降に募集を開始するのであるから、ギリギリのタイミングでの受け入れ表明となった。ある意味、奈良女子大学としては、それほどまでしてもお茶の水に遅れを取らず、歩調を合わせたかったということでもあろう。

表2. 奈良女子大学のトランスジェンダー受け入れ検討と決定の経緯

年月	内容
2017年6月頃	トランスジェンダー女性受け入れに関するワーキンググループ（WG）の立ち上げ
2018年7月 ～ 2019年3月	WGを委員会組織にして、本格的な検討に入る（お茶の水の受け入れ発表後） 教職員向け研修会や説明会、学生向け説明会を繰り返し実施。学生向けアンケート実施 同窓会への説明実施（学長より）
2019年4月～6月	教授会、評議会などでの承認。「トランスジェンダー学生受入委員会」にて、受け入れに当たっての具体的な規定の検討。
2019年7月	2020年度よりトランスジェンダー女性の受け入れを発表

私立女子大学では、教授会や理事会のみならず、同窓会や保護者の理解と承認に時間がかかり、なかなか受け入れに踏み出せていないなどの事情があるとされる。これに対して奈良女子大学では、同窓会への説明についてはそれほど神経質になっていなかったようで、学長が説明を行なったということであった。保護者への説明も公式には実施されていないということで、私学とは大きな違いがある。また、国立大学では、大学運営における学長の権限が強いガバナンス体制になっていること、さらにトランスジェンダー受け入れは日本学術会議でも指摘されているように人権尊重に関わる重大な問題であり、国立大学にとって最も高いプライオリティの一つであることが、大きな反対なくスムーズに進んだ要因であると指摘された。人権に関しては、2016年4月より「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（通称「障害者差別解消法」）が施行され、障害を持つ学生に対して合理的

配慮を提供することが、特に国立大学には義務づけられたことの影響も大きいと考える（新本他 2019）。2013 年に改訂されたアメリカ精神医学会の DMS-5（精神疾患の診断・統計マニュアル）では、性同一性障害は性別違和へと名称変更がなされ、脱病理化の動向が進展する中、この法律が規定する障害者（2 条）は「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者」とされており、性同一性障害はこの法律の“障害者”としては明確には位置づけられていない。しかし、この法律が対象とするところは、“障害者”であって、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としている。さらに“社会的障壁”については「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」と定義しており、これから考えると、社会的障壁が多くあるトランスジェンダーなどの性的マイノリティに対しても合理的配慮が求められるのは当然のことと解釈できる<sup>6</sup>。

この他、奈良女子大学の場合、お茶の水と並んでジェンダーやセクシャリティ、性的マイノリティの権利擁護に関して十分な知識と理解をもっている教員が、副学長の三成教授をはじめ多く在籍し、職員にもこの課題に関心が深い者がいる。こうした環境があったことも、短期間で受け入れの決定と受け入れ準備が進んだ要因だと言えよう。

私学との差が生じる要因をもう一つ挙げるとすれば、受験生獲得への影響の違いを指摘できる。一般的に、日本では国立大学指向がかなり強く、安定的に高い学力レベルの受験生を集めている国立の名門 2 女子大学は、トランス女性の受け入れを始めたとしても、それほど受験生の動向に影響がないと思われる。これに対し、私学においては「現状の女子のみ」の基準を変更することで、受験生や保護者がどのような反応をするか、その動向に対してかなりの懸念を抱いていることが、私学で受け入れ決定が進まない大きな要因と考えられる。18 歳人口の減少が続く中の私学、特に受験生が半分に限定される私立女子大学にとって、女子受験生の動向は大学の存続を左右する最優先課題なのである。

## 2. 入試におけるトランスジェンダー女性の手続き

入学を希望するトランス女性に対して、お茶の水女子大学も奈良女子大学も事前チェックを行うことにしている。お茶の水女子大学の場合、web サイトの入試案内に、「入学後の学生生活をサポートするために、通称名や更衣室の使用などについて、あらかじめ情報を提供したいと考えていますので、入試の出願 1 ヶ月前までに必ず入試課に申し出てください」<sup>7</sup>として、出願資格等の確認を行うとの説明がなされている。奈良女子大学の『学生募集要項』では、「性自認が女性であるが法的な性別がそれとは異なる場合には、原則として出願受付開始の 1 か月前までに下記の相談窓口までメールで申し出てください。出願を希望する場合は、面談により、出願資格の確認及び入学後の学生生活に関する相談を行います」<sup>8</sup>と明記され、受験希望者に対して事前相談を行なうことにしている。2021 年度より、私学で最初にトランス女性の受け入れを開始した宮城学院女子大学では、合理的配慮を必要とす

---

<sup>6</sup>日本学生支援機構では、障害者差別解消法に対応した『合理的配慮ハンドブック』を 2018 年 3 月に発行した。このハンドブック公表時において、「本ハンドブックにおいては、LGBT 等について記載の対象としておりませんが、別途、普及資料を作成して公表する予定です」として、同年 12 月、『大学等における性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進に向けて』を公表した。ハンドブックには入れ込まなかったものの、合理的配慮や支援が必要な対象として位置づけている。（日本学生支援機構 HP 2018）

<sup>7</sup>お茶の水女子大学 HP 2022.5「トランスジェンダー学生の受験上・修学上の配慮の事前相談について（学部）2023 入試入学案内」記載

<sup>8</sup>奈良女子大学 2022.『令和 5(2023) 年度奈良女子大学一般選抜学生募集要項』記載



る受験生に対して事前の相談を呼びかけてはいるが、トランス学生に対してのみ相談を義務づけた  
り、診断書の提出を求めることはしないとしている（末光・戸野塚他 2022, p.5）。そのような決断を  
した根拠として、DSM や WHO 疾病分類の精神疾患から性同一性障害が外されるなどの動き、日本  
学術会議法学会委員会による 2017 年の提言などが挙げられた。もう一度その提言を引用しておく  
と、女子大学の性別判断について「…現状では、問い合わせがあったときに『戸籍上の性別』を受験・入  
学の条件にあげて回答しているようだが、トランスジェンダーについてのみ戸籍確認を要求するのは  
平等対応とは言えない。『文科省通知』にしたがって性自認に即した学校生活を保障されている MTF  
が、女子校・女子大に進学できないしたら、それは『学ぶ権利』の侵害になると言えよう」（日本学術  
会議法学会委員会 2017, p.14）と述べているのである。

受験に際してのトランス女性への事前チェックについて、三成教授は宮城学院女子大学の方法が、  
本来が一番望ましいものだとしながらも、他女子大学に先駆けて 2020 年度より初めてトランス女性  
を受け入れる奈良女子大学では、学内委員会で“さんざん”議論を行なった結果、当事者にも在學生に  
も混乱が生じないようにということで、事前面談の機会を設けるに至ったと語っている。現在受け入  
れを始めた 3 大学のうち、奈良女子大学の条件が最も厳しく、本人の性自認に関する証明書（医師に  
よる証明書、あるいは女性として通学・在職した証明書、あるいは本人の自己申告の場合には家族 2  
名の証明）が必要となっている。これは、一定程度、社会的に女性として承認されていることを確認  
するためであり、学内に一定程度存在する反対意見をもつ者を説得するためでもあるとされた。過渡  
期において、少し厳しい条件の下で試行錯誤しながら経験を重ねて課題を修正し、トラブルがないこ  
とが明らかになるにつれて徐々にハードルを下げ、事前チェックなどを必要としない段階に進めたい  
とのことであった。

性自認が流動的なフルイド（Gender Fluid）についても、トランス女性の受け入れから始めて経験を  
積み重ね、学内規定も整備していくことで、フルイドの人たちにも対象を広げることができらう  
と述べられた。

## おわりに：さまざまな課題

女子大学へのトランス女性の受け入れは、ごく少数の女子大学で始まったばかりであり、今後の課  
題は多く語られた。実際に受け入れが始まり、当事者が学生生活を送る中で新たに明らかになる課題  
も少なからず生じることは容易に推察される。施設面の整備や学内規則の改正、アライ（Ally）の育  
成・支援、キャリア支援など、インタビューの中でもさまざまに語られたが、その中の幾つかに絞っ  
てまとめることとする。

まずは、実際にトランス女性が入学してきたとして、彼女たちに必要な支援はどのようなものな  
か、本人たちがいかなる支援を望んでいるのかを把握することであり、実際にそれができるかとい  
うことでもある。インタビューで語られたように、本人たちが特別な支援を望んでいるのかどうか、具  
体的な支援ではなくともどの程度の配慮を望んでいるのかは、当事者のこれまでの経験や価値観、意  
識の持ち方によっても大きく異なることが予測される。また、トランス女性かどうかは、当事者が自  
ら公表しない限り、公にされない前提であるから、支援の仕方によっては、支援自体が本人の望ま  
ないアウトティング（Outing）になってしまうことも考えられる。よって、大学としてはどのような支援  
が可能であり、それにはこうしたリスクが伴うが、大学としてはこのようにして十分配慮するといっ

たことを『できることガイド』などの形にまとめ、ルールを「見える化」して提示することが大切である。先駆的な取り組みを行ってきた国際基督教大学では、こうした『できることガイド』に加え、それまでの経験や様々な意見を取り込み、「教職員や学生、卒業生、地域の人々など、大学に関わる全ての人々が共に考え、行動するためのアイディアの一例」（国際基督教大学ジェンダー研究センター 2016, p.3）として『やれることリスト』を作成し、皆が当事者として就学・就業環境の改善に取り組もうとしている<sup>9</sup>。こうした先駆的な取り組みを参考にルールを明確化するとともに、こうした取り組みの根底をなす人権および多様性の尊重を、学生および教職員全体に浸透させていく取り組みが最も重要である。

このことはFTMのトランス男性への支援や配慮にも当てはまることである。これまで女子大学では、性的指向が男性である学生がいることは把握されていたが、近年になってトランス女性の受け入れやその対応に注目が集まるなかで、ようやく彼らに対する支援も考えられるようになってきたに過ぎない。女子大学が、大いに反省すべき点である。これを機に、女子大学に在籍するトランス男性がどのような支援や配慮を望んでいるかを把握し、対応していかねばならない。基本的には、上で述べたMTFのトランス学生への対応、支援と共通している。

もう一つ課題を挙げれば、女子大学として“女性”をどう定義するかが問われることとなり、これが大きな課題となる。国立の2女子大学は、性同一性障害が障害区分から外れている世界的趨勢、トランスジェンダーに対する見方の“医療モデル”から“人権モデル”への転換を背景に、「多様性を包摂する社会の対応として当然」（朝日新聞 2018.7.11）として、多様な女性の人権尊重や学ぶ権利の保障を前面に打ち出した。一方、女子大学の数は私立大学が圧倒的に多く、それぞれの設立背景やミッションは多様で、女性の定義をどうするかについて、一様でないことは明らかである。国立大学のように人権擁護でまとめ、決定することは難しいであろう。しかし、「障害者差別解消法」が施行され、「性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案」が検討されるなど、障害や性別・性自認、エスニシティ、宗教、年齢など多様な人々の人権や価値観を互いに尊重しようとする流れは不可逆的で揺るがないものとなっている中、女性の捉え方、その定義について、女子大学は根本的に再検討し、再定義することが求められている。一部の女子大学間では、トランス女性の受け入れについて話し合いや情報交換が行なわれているものの、考え方の違いやリスク回避など様々な思惑もあり、なかなか決断できないのが現状である。学内外にTERF（Trans-exclusionary radical feminist）をはじめ女子大学にトランスジェンダーを受け入れることに対して否定的な人たちがいることも事実である。日本の女子大学の場合、アメリカの女子大学が経験したような学外からの圧力もあまり掛けられてもいない中で、この動きを一過性の嵐としてやり過ぎそうとするのか、受験人口が減少する中で“面倒”なことを考えなくてもすむ共学化に舵を切るのか、あるいは“女性の定義”を根本的に捉え直して多様な女性の受け入れに踏み切るのか、決断が迫られている。

## 引用文献

安東由則 2019. 「スミス・カレッジ調査の目的・調査経緯とインタビューの解説及び補足：Wongの  
出願への対応とトランスジェンダー学生の受け入れを中心に」『研究レポート』（武庫川女子大学教育研究所）49, 1-22.

<sup>9</sup>先進的な取り組みを行なっている筑波大学をはじめ、東京大学など、LGBT等への「対応ガイドライン」や「できることガイド」を作成する大学が増加している。

- 安東由則 2021. 「日本とアメリカにおけるトランスジェンダーを巡る社会的動向」『研究レポート』（武庫川女子大学教育研究所）51, 1-18.
- 朝日新聞（氏岡真弓・杉山麻里子）2017.3.20. 朝刊『『心は女性』女子大入学可能に？ 日本女子大検討へ』『朝日新聞』
- 朝日新聞（杉山麻里子・氏岡真弓）2017.6.17. 朝刊『『心は女性』学生受け入れ 女子大8校が『検討』』『朝日新聞』
- 朝日新聞（杉山麻里子・氏岡真弓）2017.6.19. 朝刊『『心は女性』女子大も門戸？ 5校が検討中 3校が検討予定』『朝日新聞』
- 朝日新聞（杉山麻里子・氏岡真弓）2017.6.25. 朝刊『『心は女性』受け入れ検討の理由』『朝日新聞』
- 朝日新聞（増谷文生）2018.7.3. 朝刊『『心は女性』入学受け入れへ お茶の水女子大 2020年度から』
- 朝日新聞（氏岡真弓・土居新平・山下知子）2018.7.10. 朝刊『『心は女性』受け入れ進む女子大 お茶大決定に続き 4校本格検討』『朝日新聞』
- 朝日新聞（氏岡真弓・山下知子・土居新平）2018.7.11. 朝刊『『心は女性』入学 診断書なくても お茶大、受け入れ決定発表』『朝日新聞』
- 朝日新聞（岡田匠）2019.6.29. 朝刊「戸籍は男性『心は女性』 奈良女子大も受け入れ 2020年度から 全国2例目』『朝日新聞』
- 朝日新聞（石橋英昭）2019.9.12 朝刊『『心は女性』受け入れ、3校目 宮城学院女子大、私立では初』『朝日新聞』
- 朝日新聞（山下知子・宮崎亮）2020.8.11 朝刊『『心は女性』受け入れた女子大は』『朝日新聞』
- 国際基督教大学ジェンダー研究センター 2016. 『ジェンダー・セクシュアリティとキャンパスライフ Vol.02 やれることリスト 108 at University』  
<[http://web.icu.ac.jp/cgs/docs/GSCL02\\_108ThingsUniversity\\_v1.pdf](http://web.icu.ac.jp/cgs/docs/GSCL02_108ThingsUniversity_v1.pdf)>
- 三成美保・安東由則・西尾亜希子 2022. 「日本学術会議におけるトランスジェンダー議論と奈良女子大学へのトランスジェンダー学生受け入れ経緯と準備」『研究レポート』（武庫川女子大学教育研究所）53, 1-16.
- 室伏きみ子・ココカラー (cococolor) 編集部 2018.12.14. 「違いはあって当たり前。お茶の水女子大学に根付くダイバーシティ・インクルージョン」<<https://cococolor.jp/ochanomizu.univ>>
- 奈良女子大学 2022. 『令和 5(2023) 年度奈良女子大学一般選抜学生募集要項』  
<<http://koto.nara-wu.ac.jp/nyusi/R5ippanbosyuuyoukou.pdf>>
- 日本学術会議法学会「社会と教育における LGBTI の権利保障分科会」2017. 「性的マイノリティの権利保障をめざして：婚姻・教育・労働を中心に」  
<<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t251-4.pdf>>
- 日本学術会議法学会「社会と教育における LGBTI の権利保障分科会」2020. 「性的マイノリティの権利保障をめざして（II）：トランスジェンダーの尊厳を保障するための法整備に向けて」  
<<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-t297-4.pdf>>
- 日本学生支援機構 2018.12. 『大学等における性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進に向けて』
- 日本学生支援機構 HP 2018.3 「合理的配慮ハンドブック はじめに」  
<[https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\\_shien/shogai\\_infomation/handbook/00.html](https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/shogai_infomation/handbook/00.html)>

- 日本経済新聞（平野麻理子）2016.4.10. 朝刊「女子大『心は女性』に門戸 米名門、時代に合わせ変革 学生は歓迎 存続探る」『日本経済新聞』
- お茶の水女子大学 HP 2022.5.25 更新「トランスジェンダー学生の受験上・修学上の配慮の事前相談について（学部）」〈<https://www.ao.ocha.ac.jp/news/d010460.html>〉
- 新本万里子・山本幹雄・坂本晶子・山崎恵里・服巻豊・吉原正治 2019. 「大学における『性同一性障害』のある学生への合理的配慮の検討」『総合保健科学』（広島大学）35, 23-33.
- 末光眞希・戸野塚厚子・栗原健・大泉有香・西尾亜希子・中尾賀要子・安東由則 2022. 「宮城学院女子大学におけるトランスジェンダー学生の受け入れ経緯と準備」『研究レポート』（武庫川女子大学教育研究所）52, 1-20.
- 高橋裕子 2017. 「トランスジェンダーの学生受け入れとアメリカの名門女子大学」三成美保編『教育とLGBTIをつなぐ』青弓社、247-273 頁
- 高橋裕子 2018.7.14. 「『心は女性』の学生を女子大学が受け入れる意味」『東洋経済 ONLINE』〈<https://toyokeizai.net/articles/-/229478>〉
- 東京大学 TOPIA 2022. 『できることガイド in 東京大学—ジェンダー・セクシュアリティとキャンパスライフ—（第3版）』〈[https://topiaut.wordpress.com/possibilities\\_guide/](https://topiaut.wordpress.com/possibilities_guide/)〉
- 筑波大学ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンター 2020. 『LGBT+ 等に関する筑波大学の基本理念と対応ガイドライン令和2年改訂』〈[https://diversity.tsukuba.ac.jp/wp-content/uploads/2020/03/lgbt\\_guidline\\_20200327.pdf](https://diversity.tsukuba.ac.jp/wp-content/uploads/2020/03/lgbt_guidline_20200327.pdf)〉
- 読売新聞（金来ひとみ）2018.8.31. 朝刊「『多様な性』学生は好意的 聞いてみました お茶の水大学学長室伏きみ子さん」『読売新聞』

※上記のネット資料はすべて、2022年11月15・16日に所在を確認した。

## 付記

本稿は、2020-24年度 科学研究費・基盤研究（B）「大学におけるトランスジェンダー学生の受け入れ課題：日米の女子大学事例を中心に」（20H01639, 代表：安東由則）による研究成果の一部である。